

第 1 6 回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和 2 年 8 月 6 日 (木)

白里公民館 講堂

第16回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和2年8月6日(木)

2、開催場所 白里公民館 講堂

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 齋藤重幸

4、出席委員(17名)

1番	加藤岡一弘	2番	内山充弘
3番	中村和敏	4番	積田敏春
5番	川嶋一美	6番	林千佳夫
7番	榎澤正治	8番	板倉小百合
9番	内海亮一	10番	梅原英男
11番	若菜義人	12番	志賀典夫
13番	齋藤重幸(会長)	14番	布施和彦(職務代理者)
15番	鵜澤英夫	16番	今関喜明
17番	蔭山秀男		

5、欠席委員(なし)

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~5)

第4 議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
(利用権設定)

第5 議案第3号 大網白里農業振興地域整備計画の変更について

第6 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1~4)

第7 報告第2号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出に
ついて(整理番号1)

第8 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1~3)

7、農業委員会事務局職員

事務局長 大塚 好
主任書記 小田切 基樹

主 査 千葉 利憲
書 記 門野 祥和

◎開 会

○議長 ただいまから、第16回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

出席委員数は17名中17名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

(午後 3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長において指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、指名いたします。

加藤岡一弘委員、内山充弘委員の両名をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 次に、日程第2の会議書記は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～5)

○議長 次に、日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第1号の案件は5件予定されておりますが、整理番号4と5の案件につきましては、同一の権利者に区分地上権の設定をしようとするものであることから、一括して上程し、審議及び採決をお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第1号の整理番号1から5の案件について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号でございます。整理番号1から順に説明いたしますが、各権利者、義務者につきましては、議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1です。申請地は、永田字宿後の地目、田が1筆、面積297平方メートルを、売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は農地面積が小規模であ

るためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-1と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の1ページから3ページとなります。

次に、整理番号2。申請地は、金谷郷字大向の現況地目、田が6筆、現況地目、畑が2筆、合計面積3,962平方メートルを、売買により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は財産処分するためであります。

案件の位置につきましては、図面の②に1-2と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の4ページから8ページとなります。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

整理番号3。申請地は、経田字下之目の地目、田が5筆、合計面積2,951.84平方メートルを、贈与により所有権移転をしようとするものでございます。

理由につきましては、孫に生前贈与するためであります。

案件の位置につきましては、図面の①に1-3と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の9ページから11ページとなります。

整理番号4と5は、一括して説明いたします。

整理番号4。申請地は、南玉字東前の地目、畑が1筆、面積899平方メートルのうち36.67平方メートル。

続きまして、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号5。申請地は、南玉字東前の地目、畑が1筆、面積96平方メートルのうち25.06平方メートルを、それぞれ専用住宅新築による排水管を埋設するにあたり、使用貸借による区分地上権設定をしようとするものでございます。

次に、他法令の関係でございますが、排水管は市道の2か所を横断しておりますことから、道路占用許可申請書の写しが添付されております。

案件の位置につきましては、図面の②に1-4、1-5と表記された箇所が当該地であり、詳細資料につきましては、A4判縦の12ページから17ページとなります。

以上、整理番号1から3につきましては、権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況、経営面積などから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると認められます。

なお、整理番号4と5の区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項のただし書

きに該当することから、例外的に許可をすることができるとされております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありました。関連して担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件について、布施和彦委員、よろしくお願いいたします。

○布施委員 それでは、議案第1号、整理番号1について調査報告をいたします。

理由につきましては、事務局説明のとおりでございます。

7月31日、内海委員さんと現地を確認し、8月1日に電話で連絡、確認をしました。現地は、詳細資料1ページのとおり、権利者宅より100メートル余りの隣接する水田で、既に水稲が生育しておりました。

権利者によりますと、以前は荒れていて、権利者自身が自分の隣接の田んぼということで、草を刈ったりいろいろやっていたということでございますが、義務者が贈与を受けて所有権の方がはっきりしたということから、譲ってほしい旨の話をして、今回の案件になったということでございます。

義務者につきましても、電話で確認したところ、間違いはないということでございました。

権利者は認定農業者であり、問題ないと思いますが、慎重審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号2の案件について、若菜義人委員、よろしくお願いいたします。

○若菜委員 それでは、議案第1号、整理番号2、農地法第3条の規定による許可申請について、調査報告を申し上げます。

内容については、ただいま事務局のほうから説明のあったとおりでございます。

調査は、権利者の方には7月31日、義務者の方には8月3日、電話で確認調査を行いました。権利者の方の話によりますと、8筆とも近隣であること及び諸般の事情から、義務者の方に土地の購入の話を行い、了解が得られたので、土地の購入に至ったとのことでした。

権利者の方は、若干高齢ではありますが、自ら水田を耕作しており、農業機械も一通りそろえておりますので、問題はないかと思っております。

一方、義務者の方によれば、権利者の方から土地購入の話があったので、譲ることになったということです。

権利者、義務者、双方とも全く内容については問題ないというようなことでした。

以上のような調査結果でした。

委員の皆さんの慎重なるご審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号3の案件について、内海亮一委員、よろしくお願いいたします。

○内海委員 それでは、議案第1号、整理番号3について、調査報告をいたします。

理由としては、事務局説明のとおりです。

場所は、詳細資料9から11ページをご覧ください。市の分庁舎前の交差点を右側道路沿いに100メートルぐらい行くと、喫茶店があります。ちょうどその裏側の田んぼになります。

7月31日に、布施委員さんと義務者宅にて本人と会い、話を聞きました。権利者とは後日、話をしました。権利者は義務者のお孫さんに当たります。権利者は現在、会社勤めをしておりますが、その合間によく農業を手伝って、真面目な好青年でございます。義務者の農地は、6月まで息子と利用権設定をして、息子が耕作をしておりました。ちなみに、息子は認定農業者であります。6月で利用権設定が切れたので、孫に生前贈与をするというようなことでした。孫も自分の名義の農地があれば、農作業を手伝うにしても少しは張り合いが出るんじゃないかというお話でございました。

何ら問題ないと思われまます。慎重な審議、よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号4と5の案件について関連がありますので、一括して林千佳夫委員、よろしくお願いいたします。

○林委員 それでは、議案第1号、整理番号4、5について、調査報告いたします。

義務者は権利者の子供に当たり、次男でありまして、県外に住んでおります。権利者とは8月1日午前10時より、申請について聞き取り調査をいたしました。内容については、事務局の説明のとおりでございますけれども、義務者については県外に住んでおりますので、電話で確認したところ、母親のほうから使用貸借をしたいということで連絡があったので、承知しているということでした。

それから、整理番号5については、7月31日午後1時に、義務者の自宅で聞き取り調査をいたしました。権利者、義務者は隣同士でございまして、申請地について排水管の埋設、それから使用貸借については承諾をしているということでございます。

問題ないと思えますけれども、皆様方の慎重な審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から5について、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1から5について順次採決いたします。

議案第1号の整理番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号1は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号2は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号3は、原案のとおり決定されました。

次に、議案第1号の整理番号4と5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号の整理番号4と5は、原案のとおり決定されました。

◎議案第2号(利用集積計画)(整理番号1～5)

○議長 次に、日程第4、議案第2号 大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第2号の整理番号5の案件は、積田敏春委員が大網白里市農

業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当しますので、当該案件を審議する際には、退室していただくことになります。

つきましては、整理番号1から4の案件を先行して審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとのことでございますので、それでは、事務局から議案第2号の整理番号1から4の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号でございます。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められたものでございます。

次の議案書5ページに、利用権設定総括表がありますので、読み上げ、説明いたします。

利用権の設定を受ける者5人、利用権の設定をする者4人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が17筆で、合計面積19,972平方メートルでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約の種別は、新規契約が4件、更新契約が1件でございます。

整理番号1から、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、各借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

初めに、整理番号1です。

永田地内の田が1筆、面積1,021平方メートル、6年、物納であり、10アール当たり米60キログラム、新規であります。

次に、整理番号2。

小中地内の田が1筆、面積1,891平方メートル、6年、物納であり、10アール当たり米60キログラム、新規であります。

次に、整理番号3。

金谷郷地内の田が3筆、合計面積5,290平方メートル、10年、物納であり、10アール当た

りコシヒカリ 1 等米120キログラム、新規であります。

次に、整理番号 4。

大網及び富田地内の田が 7 筆、合計面積6,837平方メートル、6 年、物納であり、10アール当たりコシヒカリ 1 等米60キログラム、更新で、借受人は認定農業者であります。

以上、整理番号 1 から 4 の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。関連して新規契約の利用権設定案件について、担当の委員の方から調査報告をお願いいたします。

なお、契約が更新の案件につきましては、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号 1 と 2 の案件について、貸付人が同一人であることから、一括して、布施和彦委員、よろしくをお願いいたします。

○布施委員 それでは、議案第 2 号、整理番号 1 と 2 について、合わせて報告をいたします。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

7 月 31 日、内海委員さんと借受人、貸付人を訪問し、確認しました。

整理番号 1 の借受人は、4、5 年前から耕作をしており、貸付人と同じ地区の方で、農機具もそろっております。また、現地では水稻が既に生育をしておりました。

整理番号 2 の借受人につきましては、以前は貸付人の親類の方が耕作をしておったわけですが、それが駄目になったということで、3 年ぐらい前から耕作を頼まれて現在に至っているということで、農機具もそろっており、現地では水稻が既に生育をしておりました。

共通する貸付人につきましては、物納は両方とも10アール当たり60キロで、当初、議案書をもらったときに、整理番号 2 につきましては120キロということでありましたので、この点について確認したところ、10アール当たりにつき60キロに間違いはないということでしたので、事務局に連絡を取り、確認をさせていただいたということでございます。

慎重審議よろしくをお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

続きまして、整理番号 3 の案件について、若菜義人委員、よろしくをお願いいたします。

○若菜委員 それでは、農地利用集積計画整理番号 3 の案件について、調査報告をいたします。

内容については、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

調査は 7 月 30 日、貸付人、借受人の双方から電話により聞き取り調査を行いました。

貸付人、借受人とも同じ地区内に住んでおります。貸付人の話によると、今まで借受人にずっと耕作をお願いしているということでしたが、更新手続を忘れてしまい、再度手続を行うことで、新規扱いになるというようなことをございました。現在でも借受人の方に耕作をお願いしているということでした。

一方の借受人の話では、この水田では30年近く耕作をしております、更新手続を忘れたために、このような結果になってしまったとのこと。この話につきましては、貸付人のほうから手続をするというような話をございまして、従来から行っている契約期間、物納などについては、全く問題ないとのことでした。

以上のような調査結果でした。

委員の皆様のご慎重なる審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から4につきまして、一括して質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしければ質疑を終結いたします。

続きまして、整理番号5の案件について、審議に入ります。

整理番号5の案件につきましては、積田敏春委員が議事参与の制限に該当しますので、ここで退室をお願いいたします。

(積田敏春委員 退室)

○議長 それでは、事務局から整理番号5の案件について、説明をお願いいたします。

○事務局 議案書の7ページをご覧ください。

整理番号5です。

それでは、所在地名、地目、面積、設定期間、対価の支払い、契約の種別、備考の順に説明いたします。また、借受人、貸付人の住所、氏名につきましては、議案書のとおりとなります。

山口及び大網地内の田が5筆、合計面積4,933平方メートル、3年、金納であり、10アール当たりコシヒカリ1等米60キログラム相当額、新規で、借受人は認定農業者であります。

整理番号5の内容につきましては、農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、関連して新規契約の利用権設定案件について、担当委員の方から調査報告をお願いいたします。

それでは、整理番号5の案件について、志賀典夫委員、よろしくお願いいたします。

○志賀委員 農用地利用集積計画の整理番号5について、調査説明をいたします。

内容としては、事務局説明のとおりです。

8月1日に貸付人のところに伺って話を聞きました。人手不足のために、経営の規模を縮小したいと言っていました。それで、以前よりお願いしている借受人に話をしましたところ、引き受けてくれたということです。

また、その場で借受人のところに伺って話を聞きました。耕作を依頼されたので、引き受けましたと言っていました。

借受人は大きなセンターと大型機械がそろっており、また、認定農業者です。貸付人も借受人もよく知っている方なので、問題はないと思います。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号5につきまして、質疑に入ります。

希望者はありますか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております案件について、一括採決をいたします。

ただいま議題に供しております議案第2号、大網白里市農用地利用集積計画の作成について、整理番号1から5の案件について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号の案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、積田敏春委員を入室させてください。

(積田敏春委員 入室)

◎議案第3号 大網白里農業振興地域整備計画の変更について

○議長 次に、日程第5、議案第3号 大網白里農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

案件は3件となります。

事務局から議案第3号について、説明をお願いいたします。

なお、詳細説明を行うに当たり、農業振興課職員の入室を認めます。

(農業振興課職員 入室)

○事務局 それでは、議案書の8ページをご覧ください。

議案第3号でございます。

本案は、農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、大網白里市長から農業委員会会長に意見を求められているものでございます。

詳細につきましては、担当課より説明をお願いいたします。

○農業振興課 農業振興課で農業振興地域整備計画を担当しております池田と申します。よろしくをお願いいたします。

議題に上げさせていただいております大網白里農業振興地域整備計画の変更につきまして、事前にお配りしました参考資料に基づき、ご説明させていただきます。

着座にて説明させていただきます。

大網白里農業振興地域整備計画の変更についてですが、重要変更として、除外に係る変更願いが3件提出されております。

初めに、案件番号1についてですが、参考資料1ページをご覧ください。

本件の事業計画者は資料に記載のとおりであり、計画地は細草地内で、地目は畑、面積は1,421平米となっており、その1筆を除外としております。事業計画は、新たな坑井を掘削する予定です。また、配管やバルブなどの設備のほか、洗浄作業時のスペースや進入路など恒久的に必要な面積としております。

なお、井戸掘削工事に必要な面積については、一時転用としています。

資料3ページをご覧ください。

事業計画地は、千葉県との地盤沈下防止協定に基づき、地盤沈下の抑制を図る上で適切な位置を検討し、還元効果と保守管理の観点から、周辺用地を確認いたしました。また、周囲の土地に与える影響が少ない事業計画書を選定したとのことでした。

以上で、案件番号1の説明といたします。

次に、案件番号2についてですが、お手元の参考資料11ページをご覧ください。

本件の事業計画者は資料に記載のとおりであり、事業計画は、計画者とその家族が居住する分家住宅用地として利用を希望しております。場所は、永田地内、地目は畑、面積は5,040平米であり、このうち491.31平米を一部除外としております。

参考資料13ページ、14ページをご覧ください。

事業計画は、分家住宅1棟、建築面積52.35平米となります。事業計画者は、現在、市外に在住しており、両親が主に農作業をしておりますが、今後は農作業を手伝い、将来的に後を継ぎたいと考えているとのことです。そのため、母屋の近くに居住することが必要であることから、母屋の南側の畑で、市道に接する角地部分を選定したとのことです。

参考資料21から22ページをご覧ください。

事業計画者は、家族等の所有地を確認し、代替地を検討しております。土地の形状や面積、利用状況等から、事業計画地以外での住宅を建設することは困難なため、事業計画地を選定したとのことです。

以上で、案件番号2の説明とさせていただきます。

最後に、案件番号3についてですが、参考資料24ページをご覧ください。

本件の事業計画者は資料に記載のとおりであり、事業計画は、計画者とその家族が居住する分家住宅用地として利用を希望しています。場所は、星谷地内、地目は畑、面積は3,667平米であり、そのうち348.87平米の一部除外としています。

参考資料29ページをご覧ください。

事業計画は、分家住宅1棟、建築面積59.50平米となります。事業計画者は、現在、両親、妻、子供の7人で同居しており、両親が主に農作業をしておりますが、今後は農作業を手伝い、将来的に後を継ぎたいと考えているとのことです。

そのため、母屋の近くに居住することが必要であることから、母屋の東側の畑で、市道に接する角地部分を選定したとのことです。

参考資料34ページをご覧ください。

事業計画者の家族等の所有地を確認し、代替地を検討しております。土地の形状や面積、

利用状況等から、事業計画地以外での住宅を建築することは困難であるため、事業計画を選定したということです。

以上で、案件番号3の説明とさせていただきます。説明については、以上です。

○議長 ただいま、議案第3号の説明がありました。本案については、農地部会において、現地調査を行っております。

鶴澤農地部会長から調査報告をお願いいたします。

○鶴澤委員 それでは、報告させていただきます。

去る8月3日午後1時から、分庁舎4階会議室で、齋藤会長をはじめとする農地部会会議において、先ほど農業振興課から説明がありまして、同様の説明を受けたところでございます。その後、質疑応答を行いまして、現地調査を実施し、分庁舎に戻り農地部会会議を再開し、各案件について意見の取りまとめを行いました。

議案書の10ページから12ページまでが、農業振興地域整備計画の変更に関わる各案件の意見聴取表であり、全て除外案件となります。

それでは、案件ごとの概要について説明させていただきますが、3項目について意見を求められています。1項目め、農用地の集団化に支障があるか、2項目め、農作業の効率に支障があるか、3項目め、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障があるかということでございます。また、事業計画者氏名、住所、申請場所、地目、面積及び事業の概要は、記載のとおりでございます。

議案書10ページをご覧ください。

初めに、案件番号1。

現地は、一団の農地の端に位置しており、西側には事業計画者の鉱業所があり、安定した天然ガスの供給を継続する上で、地盤沈下の抑制を図るべく、新たな還元井戸と併せ、作業スペース等を設置する計画であります。このようなことにより、農地周辺の集団化や周囲への営農への影響は少ないものと考えられますので、これら3項目について、農地部会といたしましては、支障はないと決定いたしました。また、その他の意見といたしましては、特にございませんでした。

議案書11ページをご覧ください。

次に、案件番号2。

現地は、一団の農地の端に位置しており、北側には事業計画者の親が居住している住宅があります。このようなことにより、農地周辺の集団化や周囲への営農の影響は少ないものと

考えられますので、これら3項目について、農地部会といたしましては、支障はないと決定いたしました。また、その他の意見といたしましては、特にございませんでした。

議案書12ページをご覧ください。

次に、案件番号3。

現地は、一団の農地の端に位置しており、西側には事業計画者の親が居住している住宅があり、また東側や南側にも住宅があります。このようなことにより、農地周辺の集団化や周囲への営農の影響は少ないものと考えられますので、これら3項目について、農地部会といたしましては、支障はないと決定いたしました。また、その他の意見といたしましては、特にございませんでした。

農地部会からの報告は、以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより一括して質疑に入ります。 希望者はありますか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○議長 よろしければ、質疑を終結し、議題に供しております議案第3号案件番号1から3について、順次採決いたしますが、ここで農業振興課の職員の皆さんには退室していただきます。農業振興課の職員の皆さん、ありがとうございました。

(農業振興課職員 退室)

○議長 それでは、議案第3号の案件番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号の案件番号1は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号の案件番号2について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号の案件番号2は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号の案件番号3について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手

をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号の案件番号3は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報告第1号～報告第3号

○議長 次に、日程第6、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第7、報告第2号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について、日程第8、報告第3号 農地の転用事実に関する照会についてを一括して報告いたします。

報告事項に関わる質疑、発言等につきましては、報告事項が終了した後に一括して行うことといたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案書の13ページから15ページをご覧ください。

報告第1号ですが、議案書のとおり4件の届出がありました。

届出の内容につきましては、相続により所有権を取得したことから、届出があったものでございます。

各届出の農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

報告第2号でございますが、議案書のとおり1件の届出がございました。

この届出の内容につきましては、農地を農地以外のものにする場合は、県知事の許可を受ける必要がありますが、政令で定めるところにより、農地の転用の制限の例外案件は、届出を行うこととなっております。

今回の届出は、例外案件である耕作を行う者が、農地に農地の保全もしくは利用の増進のための農業用施設としてビニールハウスによる農産物の集荷施設及び碎石による駐車場を整備するものです。

農地の所在地、届出者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

届出書類は調べておりましたので、受理しております。

次に、議案書の17ページから18ページをご覧ください。

報告第3号ですが、議案書のとおり3件の照会がございました。

法務局より照会がありましたので、照会地を農業委員、推進委員と現地を確認しました。

結果につきましては、整理番号1は、現地調査の結果、上の地番は牛舎が建っており、昭和58年より宅地で課税されていました。また、下の地番は、土地の半分は樹木が繁茂していて、隣接地との境界を鉄パイプ等で囲い、宅地と一体で利用されていました。なお、平成7年11月2日撮影の航空写真でも、宅地と一体で利用されていることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号2。

現地調査の結果、宅地と一体で利用されており、昭和58年より雑種地で課税されていました。なお、平成7年11月2日撮影の航空写真でも、宅地と一体で利用されていることから、非農地として回答しております。

次に、整理番号3。

現地調査の結果、樹木や竹が生い茂っていて、山林の状態でありました。なお、平成7年11月2日撮影の航空写真でも、同様の状態であり、20年以上経過していることから、非農地として回答しております。

説明は以上でございます。

○議長 事務局から、報告第1号から第3号まで説明が終了しましたので、質疑等のある方は挙手をお願いいたします。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 特に発言がないようですので、日程第6から日程第8までの報告事項を終わります。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員、または事務局からお願いいたします。

(発言者なし)

○議長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 特にならなければ、本日予定していた日程は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、第16回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 3時49分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年8月6日

農業委員会長 齊藤重幸

署名委員 加藤国一弘

署名委員 内山充弘